

NAGAMACHI

(仮称) 長町地域活性化協議会 説明資料

令和8年6月

長町商店街連合会・太白区まちづくり推進部長町地域活性化推進室

目次

第1部 1. 経緯

2. 趣旨

第2部 3. 目的

4. 活動内容

5. 主な活動対象区域

第3部 6. 会員

7. 会議

8. 事務局

目次

第1部 1. 経緯

2. 趣旨

第2部 3. 目的

4. 活動内容

5. 主な活動対象区域

第3部 6. 会員

7. 会議

8. 事務局

1. 経緯

長町・歩いて楽しい街並み形成促進事業スタート(令和5年3月)

本市の南部広域拠点・長町地区の持続的発展に向けて、長町商店街エリアの更なる魅力向上とあすと長町エリア、長町南エリアと連携した回遊性の向上等を図るため、旧国道4号沿道(長町商店街エリア)において、人中心の「歩いて楽しい街並み」づくりの取組みを地域とともに開始。

長町・歩いて楽しい街並みの将来像(ビジョン)の策定(令和6年3月)

地域との検討をもとに、官民連携による街並みづくりに取り組む指針として、将来ビジョンを策定した。

長町・歩いて楽しい街並みづくり検討会の設立(令和6年6月)

地元の商店街や町内会、沿道利用事業者・団体、警察、有識者、庁内関係部署などで構成する官民連携の検討組織を立ち上げる。

検討会において、社会実験や将来ビジョンの目指す街並みの具体化に向けた議論を行った。

長町・街並みづくりプラン2026の策定(令和8年3月)

検討会での議論を踏まえ、長町商店街エリアにおける目指す街並みの姿、街並みづくりの基本的な方針や具体的な取組みを整理したプランを策定した。



戦略Ⅰ 魅力的な個店を増やす



戦略Ⅳ 夜も楽しく長町で



戦略Ⅱ 集客機能の集積を活かす



戦略Ⅴ 休日はいつもワクワクを



戦略Ⅲ 周辺施設からの寄り道を増やす



戦略Ⅵ 学生が活動しやすく



2. 趣旨

- 長町地域では、これから、プランに基づき、生活環境や地域の価値を維持・向上させ、まちを未来につないでいくための取組みを、官民が連携し、一体的かつ実効的に進めていきます。
- その方向性や内容等について、関係者が話し合い、地域の合意形成を図る組織が（仮称）長町地域活性化協議会（まちづくり協議会）です。

これまで

- ▶ 各主体がそれぞれ地域のために活動
- ▶ 連携も個々で、部分的

長町フィールド

住民（町内会）

活動

事業者（商店街）

活動

土地建物権利者

活動

各種団体

活動

行政

活動

各主体が個々に抱く、まちの将来像
（それぞれ異なり、部分的）

協議会設立後

- ▶ 協議会として総合的に取組みの方向性を決定
- ▶ 各主体が連携し、一体的に取組みを推進

（仮称）長町地域活性化協議会

長町フィールド

住民
（町内会）

土地建物
権利者

事業者
（商店街）

行政

各種団体

連携し、一体的に
取組みを推進

共有された、まちの将来像 ※状況に応じ見直し
（長町・街並みづくりプラン 2026）

目次

第1部 1. 経緯

2. 趣旨

第2部 3. 目的

4. 活動内容

5. 主な活動対象区域

第3部 6. 会員

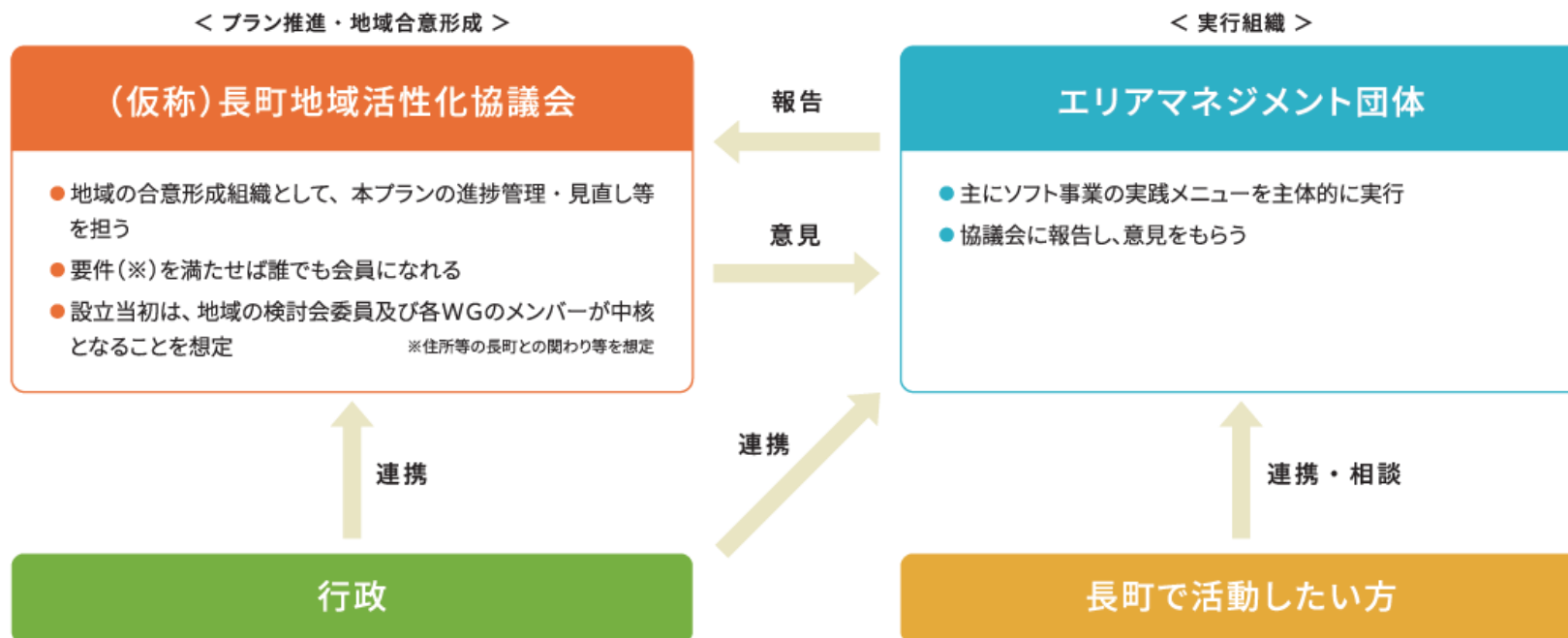
7. 会議

8. 事務局

3. 目的

目的

本会は、歴史ある長町において、人情味や下町情緒などの古くからのまちの個性を大切にしながら、新しい魅力や文化を生み出し、魅力的なまちとして子どもたちにつないでいくため、関係する地域組織や活動団体、住民、関係機関と連携し、長町地域のまちづくりを推進することを目的とする。



4. 活動内容

活動

本会は、前条の目的を達成するため、別図に定める区域(以下「長町商店街エリア」という。)及びこれに関連する地域を対象に、次の活動を行う。

- (1) まちづくりに関する方針の検討及び関係者との共有
- (2) 賑わい創出の推進や地域交流の促進
- (3) 公共空間利活用の推進
- (4) まちづくりに関する情報共有・情報発信
- (5) 会員相互の交流促進
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

5. 主な活動対象区域

区域

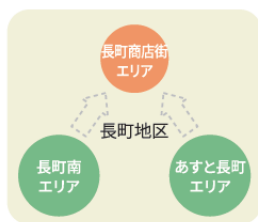


現在

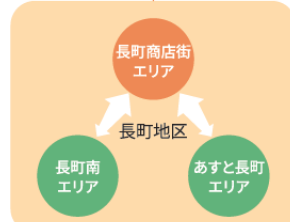
本プランで目指すイメージ

将来

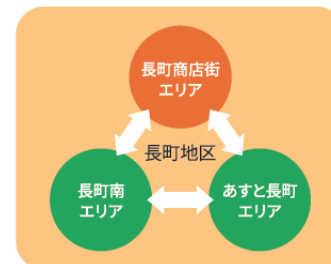
プランのイメージ



長町商店街エリアは、他2エリアの賑わいを取り込み切れていない。



長町商店街エリアが他2エリアから賑わいを取り込む。



3エリアの連携により、各エリアと長町地区全体が賑わう。ひいては、他地域への波及により、市全体の発展に寄与。

目次

第1部 1. 経緯

2. 趣旨

第2部 3. 目的

4. 活動内容

5. 主な活動対象区域

第3部 6. 会員

7. 会議

8. 事務局

6. 会員

会 員

本会の会員は、目的及びまちづくりの方針に賛同する者であって、次の3種とする。

- | | | |
|-----------------------|------------|-------------------|
| (1) 正会員(下記参照) | → 議決権○、会費○ | } 会費は
年額5,000円 |
| (2) 準会員(正会員に該当しない者) | → 議決権×、会費○ | |
| (3) 特別会員(学識経験者、公的機関等) | → 議決権×、会費× | |

【正会員の種類】

- (1) 長町商店街エリア内において、事業用の土地又は建物を所有する個人又は法人
- (2) 長町商店街エリア内において、店舗や事業所、事務所を構え、運営している
個人事業主、法人又は団体
- (3) 長町駅前商店街振興組合、サンカトウール商店街振興組合、長町一丁目商店街振興組合
及びこれらの構成員
- (4) 長町地区町内会連合会
- (5) 長町商店街エリア内に、その区域の全部又は一部を含む町内会や自治会(マンション管理組合を含む。)
- (6) 長町商店街エリア内のまちづくりを目的とする団体その他の者であって、役員会が認めるもの

7. 会議

会議は、総会と役員会とする。

総会

- 総会は、通常総会と臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 臨時総会は、役員会で必要があると認める場合に開催する。
- 総会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散又は合併
 - (3) まちづくりに関する方針の決定 → 「長町・街並みづくりプラン2026」
 - (4) 前号に基づく活動計画の承認
 - (5) 前2号に基づく活動報告の承認
 - (6) その他役員会が必要と認める重要事項
- 総会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ成立しないものとする。また、議決は、出席した正会員の過半数の賛成によるものとし、可否同数の場合は議長が決する。
- 準会員及び特別会員は、総会に出席することができる。
- 総会に出席できない正会員又は役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員又は役員を代理人として表決を委任することができる。¹²

8. 事務局

事務局

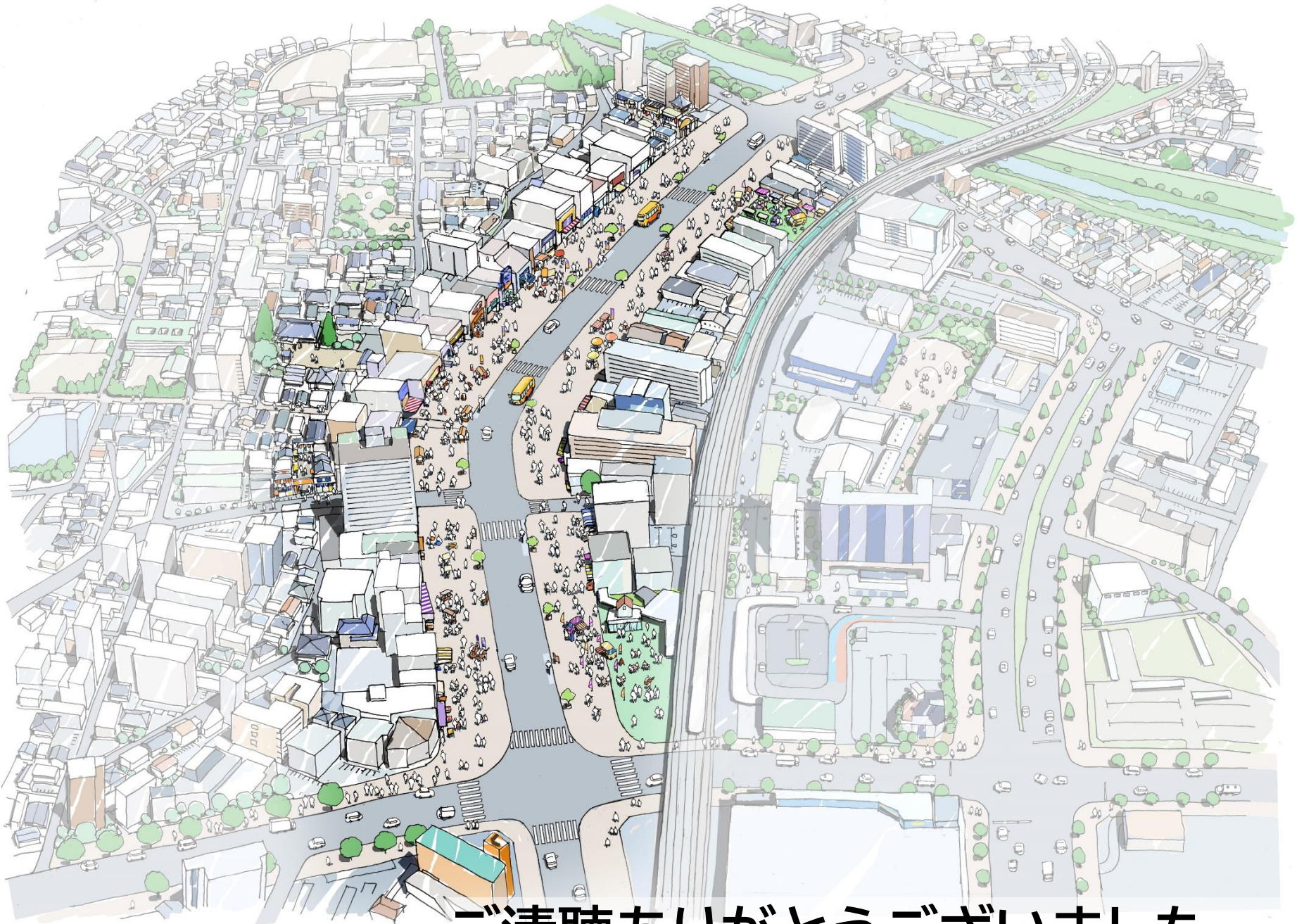
- 会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 事務局の運営は、総会の議決を得て委託できるものとする。
- 事務局の所在地及び組織、運営に関し必要な事項は、役員会において別に定めることができる。

【参考】今後の予定

7月上旬

(仮称)長町地域活性化協議会 設立総会

※入会申込書をご提出いただいた方に個別にご案内いたします。



ご清聴ありがとうございました。